

数値目標

基本方針1 さまざまな分野における女性の活躍推進

項目	プランスタート時 (平成29年4月)	現状値 (令和4年4月)	後期目標値 (令和5年度)
市役所の女性管理職(一般行政職)の割合	12.2%	15.3%	25.0%
市審議会等の女性割合	(平成29年3月) 26.2%	(令和4年3月) 27.1%	40.0%
保育所等における待機児童数	32人	0人	0人

基本方針2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

項目	プランスタート時 (平成29年4月)	現状値 (令和4年4月)	後期目標値 (令和5年度)
市役所における男性職員の育児休業取得率	(平成28年度) 2.3%	(令和3年度) 9.4%	15.0%
市役所における担当長以上のイクボスの割合	(参考値) (平成28年4月) 部長19人	(令和4年3月) 87.8%	100%
6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、夫の家事参加時間※1 【市民意識調査】	—	(令和4年9月) 1日あたり 133分	1日あたり 170分
イクボス認定事業所数	3社	45社	48社※2

基本方針3 男女の心とからだを大切にできる環境づくりの推進

項目	プランスタート時 (平成29年4月)	現状値 (令和4年4月)	後期目標値 (令和5年度)
DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合 【市民意識調査】	(参考値) (平成27年11月) 女性のための相談窓口 22.6%	(令和4年9月) 56.4%	85.0%※2
妊婦健診の受診率	(平成28年度) 94.1%	(令和3年度) 97.4%	98.0%

※1：6歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1日当たりの「家事」「育児・子育て」及び「介護・看護」の合計時間(平日平均)。プラン策定時は、「週全体平均」の家事参加時間を指標にしていましたが、「ワーク・ライフ・バランスの推進」の進捗を図るものとして、週休日を除いた仕事がある平日のみの平均の方がより適していることから、後期から「平日平均」を指標とします。

※2：プラン策定時に設定していた値を超えたため、新たに設定した数値

ひらつか男女共同参画プラン2017【後期見直し版】

家庭で、社会で、職場で みんなが活躍するまち ひらつか

～概要版～

見直しの背景と趣旨

○本市では、平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間として、「ひらつか男女共同参画プラン2017」を策定しました。前期(平成29年度から令和2年度までの4年間)の間に、国による「働き方改革」の実現や、「女性の活躍推進」、「女性に対する暴力根絶」の強化を図るための法律や制度が整備されるほか、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に対し、感染拡大を防止するた

めの「新しい生活様式」と呼ばれる行動指針が示されるなど、社会情勢が大きく変化しました。これらの状況を鑑みるとともに、国が策定する「第5次男女共同参画基本計画」、「平塚市総合計画(改訂基本計画)」をはじめ各課が所管している個別計画、令和元年に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、令和3年度から始まる後期に向けて見直しを行いました。

計画の位置づけ

○本計画は、平塚市総合計画の施策を推進するための個別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された基本的な計画です。
○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」

第2条の3第3項に規定された市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定された市町村推進計画を兼ねるものです。

見直し事項

○「防災に関する男女共同参画意識の醸成」より一層の醸成を図るため、様々な機会を捉えて啓発を実施します。
○「女性へ向けた就労支援の方策」職業生活において女性が活躍できるよう、参画と学習の機会を作ります。
○「多様で柔軟な働き方の推進」仕事と子育てを両立する男女が働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。
○「働き方改革」の実現に向けた職場環境の整備」ICT※を活用して、ワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。

○「女性に対するあらゆる暴力の根絶」相談窓口の周知や啓発活動を強化します。
○「あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備」あらゆる人々が安心して暮らせるよう、幅広く権利擁護の推進を図ります。
○「生涯を通じた健康支援の推進」「人生100年時代」の健康に向けた様々な取組を推進し、健康長寿の地域社会づくりを推進します。

※ICT: Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術のこと。

計画の期間

○平塚市総合計画との整合性を考慮して、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)までの7年間とし、前期を令

和2年度(2020年度)までの4年、後期を3年とします。

基本理念

目標

目標実現のための視点

基本方針

施策の方向

施策

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

男女がともに活躍できる社会の実現

固定的な男女の役割分担意識の改革

基本方針1
さまざまな分野における女性の活躍推進

○政策・方針決定過程において男性主導が進められている場合が多く見られるなど社会通念や慣行が根強く残っている中、こうした社会通念や慣行を是正するために、女性の参画を拡大していくことが必要となります。
○まちづくりや防災の分野に関しても、東日本大震災以降、災害に対する意識が高まる中、女性・男性双方の視点から考え、共に担い手となることが重要となっています。
○様々な分野における男女共同参画を実現するために、政策・方針決定過程への女性の登用を促進するほか、男女が共に自らの地域と防災を担う環境づくりなど、様々な分野での女性の活躍の機会を拡大します。

基本方針2
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

○男女が共に活躍できる社会を実現するためには、固定的な男女の役割分担意識をなくすとともに、男性中心型労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることが必要です。
○男女が共に職業生活と地域・家庭生活の両立ができるよう環境を整え、女性の活躍の機会を拡大します。
○市民の生活に深い影響力を持つ事業所の実施する働き方改革への支援もしていきます。

基本方針3
男女の心とからだを大切にする環境づくりの推進

○女性に対する暴力は、女性の人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会風土を形成するための取組やDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。
○女性は、様々な女性特有の健康上の問題に直面する可能性があり、妊娠や出産など、性に関する理解を深め、自分やパートナーの身体や健康を大切にする環境づくりを進めます。

1 意思決定過程への積極的な女性の登用推進

- 1 市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進
- 2 市審議会等への女性参画の推進
- 3 地域組織役員への女性参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の促進

- 4 男女の地域社会参画の支援
- 5 防災分野における女性参画の推進

3 職業生活における女性の活躍促進

★女性活躍推進計画^{注1}

- 6 育児、介護などを社会的に支える環境づくり
- 7 職業生活における女性の能力発揮のための支援
- 8 【新規】多様で柔軟な働き方の推進

4 市の率先行動

- 9 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
- 10 市役所におけるイクボスの推進

5 男性の家事、育児、介護への参加の促進

★女性活躍推進計画

- 11 男性の家事、育児、介護参画の意識づくり
- 12 男性自らの働き方の見直し

6 事業所の実施する働き方改革への支援

★女性活躍推進計画

- 13 事業所におけるイクボスの推進
- 14 女性活躍推進のための協議

7 DVの根絶

★DV防止計画^{注2}

- 15 DV被害者に対する相談体制の充実
- 16 DV被害者の自立に向けた支援の充実
- 17 DV防止のための啓発

8 心身の健康支援と性に関する理解の促進

- 18 ハラスメント防止のための啓発
- 19 あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備
- 20 生涯を通じた健康支援

注1 女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
注2 DV防止計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画